

## 佐倉市週休2日工事实施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業における労働環境整備を促進し、将来の担い手の確保を図る取組に寄与することを目的として、佐倉市（以下「市」という。）が建設工事における週休2日工事を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、夏期休暇3日間及び年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事の全部の施工を一時中止している期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間のほか、市と協議し定めた期間は含まない。

#### (2) 現場着手日

現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）をいう。

#### (3) 準備期間

工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの準備工事（現場事務所等の設置、起工測量、材料搬入等）の期間をいう。

#### (4) 現場完成日

現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）をいう。

#### (5) 後片付け期間

現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間をいう。自主検査や清掃等はこの期間に含み、足場や現場事務所等の仮設物を撤去する期間は含まない。

#### (6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業や現場見学会を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、分離発注工事の場合にあっては、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合で、現場閉所日数を対象期間の日数で除した値（小数第2位四捨五入）のことをいう。

#### (8) 週休2日

対象期間内の現場閉所率が、4週8休（28.5%）以上の場合をいう。

#### (9) 未達成

現場完成日時点で、対象期間内の現場閉所率が、4週8休（28.5%）未満の状態をいう。

### (対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、市が制限付き一般競争入札により発注する建設工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 対象期間が28日に満たない工事

(2) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例② 鉄道等と近接するため作業に時間的制約がある工事

例③ 連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン工事等)

例④ 学校の夏休み期間中での工事

例⑤ 執務並行改修工事

(3) 社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② イベント関連工事等で供用開始時期が決められている工事

(4) 前各号のほか週休2日工事に適しないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、市が週休2日工事に取り組むことを指定する発注者指定型方式とする。

(条件の明示)

第5条 市は、公告文及び特記仕様書等に次の各号に掲げる内容を記載する。

(1) 当該工事が、週休2日工事の対象であること

(2) 市は、施工後に受注者の現場閉所の達成状況を確認し、週休2日が達成されなかった場合は、請負代金額を減額する変更を行うこと

(経費の補正)

第6条 週休2日工事の発注にあっては、当初の設計金額に別に定める補正係数を各経費に乗じるものとする。

(工程の調整)

第7条 契約締結後、市と受注者の間で関係者協議の有無、協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。

2 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、市と対象期間について協議すること。この際、対象期間内における現場閉所予定日がわかる「計画工程表」(任意様式)を併せて提出すること。

(工程の変更)

第8条 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、市と受注者とが協議すること。なお、工程の変更理由が次の各号に示すような受注者の責めによらない場合は、適正に工期の変更を行うこと。ただし、週休2日確保を理由とした工期の変更はできないものとする。

(1) 工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により現場閉所日が想定より多く発生した場合

- (3) 一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

2 前項の規定により工期の変更を行った場合は、受注者は工事打合せ簿で再度対象期間について市と協議すること。

#### (受注者の取組事項)

第9条 受注者は、現場閉所する場合は、市へ事前に連絡するものとする。ただし、現場閉所を行う日が次の各号のいずれかに該当する場合は、連絡することを要しない。

- (1) 計画工程表により市が事前に把握している現場閉所予定日
- (2) 官公庁の休日

- 2 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合は、市へ事前に連絡しなければならない。
- 3 受注者は、対象期間中、週休2日工事を実施している旨を、工事掲示板や工事看板等により、公衆が見やすい場所に明示することとする。
- 4 受注者は、週休2日工事の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

#### (現場閉所の確認)

第10条 受注者は、毎月の「工事履行報告書」と併せて、「週休2日工事適用チェックリスト」(様式第1号)を市に提出するものとする。また、「週休2日工事適用チェックリスト」の確認用に、現場閉所日を確認できる書類(作業日報等)を市に提出するものとする。なお、「工事履行報告書」には現場閉所日数と現場閉所率を記載しなければならない。

- 2 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日工事の取り組みが確認できる「工事履行報告書」及び「週休2日工事適用チェックリスト」を市に提出するものとする。なお、現場完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない恐れがある場合には、現場閉所の状況を確認する日を市と受注者の協議により定め、それ以降の現場閉所日を協議により決定することができる。
- 3 受注者は、週休2日工事の達成が困難となった場合は速やかに市へ報告するものとする。

#### (未達成の対応)

第11条 対象期間終了後又は第10条第2項のなお書きに基づき現場閉所率を確認し、未達成の場合は、請負代金額のうち第6条に基づく当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

#### (工事成績)

第12条 週休2日の達成、未達成による、工事成績評定の加減点は行わないものとする。

(実施証明書等)

第13条 市は、当該工事が週休2日を達成し、完成検査に合格した場合は、その検査結果の通知と併せて、週休2日工事の実施の内容を証明するものとする。

2 受注者は、完成検査後に市へ週休2日工事アンケートを可能な限り提出するものとする。

(不正行為に対する措置)

第14条 市は、第10条第1項及び第2項に定める週休2日工事实施の報告に際し、受注者が虚偽の記載を行う等、不正行為を行った場合には、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成4年5月1日施行)に基づく措置を行うことができる。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項については、市と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則(令和7年2月12日決裁 佐契第1125号)

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告し、契約を完了していない事業には適用しない。

(参考)

#### 公告記載例（第5条第1項関係）

---

##### ○ 契約

##### （○）特記事項

- ア 本工事は、「佐倉市週休2日工事実施要領」に基づく週休2日工事とします。
- イ 本工事の予定価格には、週休2日の取得に要する費用が計上されています。
- ウ 本工事は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休以上（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいいます。）を達成できなかった場合は、「佐倉市週休2日工事実施要領」に基づき、請負代金額から経費の補正分を減額変更します。
- エ その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定によります。
- オ 上記○（○）に記載の調査、事情聴取において、週休2日工事を実施しないことが確認できた場合には、低入札価格調査制度実施要領に基づき失格となります。

#### 特記仕様書記載例（第5条第1項関係）

---

##### （週休2日工事）

第○条 本工事は、週休2日工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。
- 3 その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定に基づき行うこと。

#### 特記仕様書記載例（分離発注かつ週休2日工事の場合）（第5条第1項関係）

---

##### （週休2日工事）

第○条 本工事は、週休2日工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整しなければならない。
- 4 その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定に基づき行うこと。

特記仕様書記載例（分離発注かつ対象工事が週休2日工事ではない場合）（第5条第1項関係）

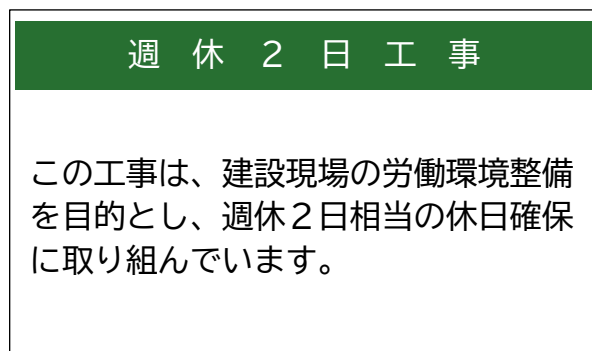
---

（週休2日工事への協力）

第〇条 受注者は、分離発注工事かつ週休2日工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整しなければならない。

現場揭示例（第9条第3項関係）

---



工事揭示板や工事看板等により、公衆が見やすい場所に明示すること。（A3サイズ以上）

